

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する 医療職の被扶養者の収入確認の特例について

特例の趣旨

日本郵政共済組合では、被扶養者の認定及び資格確認の際に、被扶養者の収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入などから、今後1年間の収入を見込むものとしています。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年がない対応として、期間限定的に行われるものであり、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際には収入に算定しないこととします。

対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）

対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金

手続の方法

ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等）から「[新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書](#)」の発行を受け、被扶養者の認定及び資格確認の際に、日本郵政共済組合被扶養者担当に提出してください。

特例の対象とならない方について

本特例の対象にならない方についても、新型コロナウイルス感染症への対応等のための残業等により、収入の増加が生じた際には、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断する等の考え方をお示ししています。詳細は、Q&AのQ6を参照してください。

本特例に係る Q&A

Q&Aは[こちら](#)